

令和2年度 和歌山県赤い羽根共同募金助成申請の手引き



社会福祉法人和歌山県共同募金会

目 次

赤い羽根共同募金について・・・・・・・・・・・・・・・・P1

令和2年度助成事業申請書作成の手引き・・・・・・・・P2～P10

令和2年度赤い羽根共同募金助成申請書（様式 1）は、下記の本会ホームページからダウンロードして下さい。

社会福祉法人和歌山県共同募金会

URL <https://www.akaihane-wakayama.or.jp/jyosei/>

お問い合わせ

社会福祉法人和歌山県共同募金会事務局（担当：大谷）

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

TEL 073-435-5231 Email info@akaihane-wakayama.or.jp

URL <https://www.akaihane-wakayama.or.jp/>

その他詳細やご不明な点等ございましたら、本会までお気軽にお問い合わせ下さい。



赤い羽根共同募金について



赤い羽根共同募金とは

赤い羽根共同募金(以下、共同募金)は、社会福祉法に規定されている民間の募金運動で、「ボランティア」の方々の活動に支えられています。

共同募金の意味と歴史

共同募金は、民間の運動として終戦直後の昭和 22 年に住民が主体の取り組みとして出発し、当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

そして 70 年以上たった今、社会構造の大きな変化の中で、様々な地域福祉の課題に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、住民の優しさや思いやりを届ける運動として、共同募金は住民主体の運動を進めています。

多様化する社会福祉ニーズにいち早く対応し、きめ細かく福祉活動を行う民間の社会福祉事業の財政的支援として、共同募金には大きな期待が寄せられています。

誰もが安心して暮らせるまちに

和歌山県共同募金会に寄せられた寄付金は、県内の地域福祉の推進に役立てられます。

地域社会には、育児、子育て、介護、孤立等の多くの課題があり、このような課題は個人で解決していくのは非常に困難で、地域全体の問題として、みんなで支え合い助け合っていくことが大切です。

共同募金は、「つながりをたやさない社会づくり」をお手伝いし、誰もが安心して暮らせる社会づくりを支援します。

大切な浄財です

共同募金は、毎年約 200 万人といわれる全国のボランティア方々の募金活動に支えられています。

このため、共同募金の助成を受けられた施設や団体の方々に喜んでいただくだけでなく、ご協力いただいた方々にも、募金をしてよかったと思っただけのような使いみちにしたいと考えています。

助成を受けられた施設や団体の方々は、ご寄付をいただいた方々へ心のこもった感謝の気持ちを「ありがとうメッセージ」でお伝えいただけますようお願いいたします。

災害時にも活用されます

共同募金会は大規模災害に備え、募金額の一部を「災害等準備金」として積立てています。

この準備金は、大規模災害が発生した時に被災地での災害ボランティアセンターの運営及び活動支援等に使われます。東日本大震災や平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害、今年の台風 19 号災害のときにも準備金が活用されました。

ご寄付をお願いします

毎年 10 月 1 日から 3 月末までの間に募金活動を行っています。赤い羽根共同募金の募金箱を見かけましたら、是非ご協力をお願いします。

インターネットでの募金も受け付けています（一年を通して募金ができます。）。

「<https://www.akaihane.or.jp/furusapo/>」

または「ふるサポ」と検索してください。

右の QR コードを読み込んでいただくと、和歌山県共同募金会への寄付ページが表示されます。



令和2年度 和歌山県赤い羽根共同募金

助成金事業申請書作成の手引き

1 趣旨

令和2年度に和歌山県赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金を財源として、地域が抱える福祉課題解決に向けた取り組みや福祉施設利用者の利便性の向上を図る取り組みなどを支援し、和歌山県内の地域福祉の推進を図ることを目的として実施します。

2 実施主体

社会福祉法人和歌山県共同募金会

3 助成基本方針

(1) 助成テーマ

今年度の全国共通のテーマは「**つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～**」です。

誰もが安心して暮らせるまちの実現のために実施する①子どもの支援②安心・安全への支援③障がい者の支援④孤立防止への支援を目的とした活動などを助成対象とします。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症が社会に大きな影響を与えていることに鑑みて、コロナの影響による課題対応についても助成対象とします。

(2) 助成対象団体

社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人及び県内において社会福祉の推進活動並びに更生保護活動を行う民間の団体(ボランティア等任意団体)

※民間の団体は、1年以上の活動実績が必要です。

(3) 助成対象事業

| 団 体 | 助 成 対 象 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉法人 更生保護法人 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化等に伴う施設整備費(外構工事等は除く) 施設利用者のための備品や車両の購入費など利便性の向上につながる事業 社会福祉及び更生保護に関する活動 |
| 特定非営利活動法人 | <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者のための備品や車両の購入費など利便性の向上につながる事業 地域の福祉課題解決のための活動 更生保護に関する活動 |
| 民間の団体 (ボランティア等任意団体) | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の地域での孤立を防止する活動 障がい者(児)やその家族を支援する活動 子ども食堂の運営及び子どもの居場所づくりに関する活動 ひきこもり状態にある方やその家族を支援する活動 更生保護に関する活動 その他地域の福祉課題解決のための活動 |

※助成対象施設は、県内に所在する生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設(介護保険の対象となるものを除く)、障害者施設、更生保護施設で、運営開始後1年以上経過しているものとします。

4 助成限度額

(1) 通常助成事業

| 団 体 | 助 成 対 象 事 業 | 助成限度額（助成率） |
|------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人 更生保護法人 | 備品等購入費、車両購入費 | 100万円（75%） |
| | 施設整備費 | 50万円（75%） |
| | 活動費 | 20万円（100%） |
| 特定非営利活動法人 | 備品等購入費、車両購入費 | 50万円（90%） |
| | 活動費 | 20万円（100%） |
| 民間の団体 | 活動費 | 20万円（100%） |

(2) コロナ関連助成事業

| 団 体 | 助成対象事業 | 助成限度額（助成率） |
|--------------------|----------------------------------------|------------|
| 社会福祉法人 更生保護法人 | ウイルス感染防止器具等の備品購入費 換気設備の設置、改修等の施設整備費 | 50万円（75%） |
| 特定非営利活動法人 | ウイルス感染防止器具等の備品購入費 換気設備の設置、改修等の施設整備費 | 50万円（90%） |
| 特定非営利活動法人 民間の団体 | 感染拡大に伴う課題を解決する活動費 | 40万円（100%） |

※コロナ関連助成事業のうち、備品購入または施設整備に関する事業は、令和2年度中に事業の実施をお願いする場合があります。

5 募集期間・審査結果通知

応募に関するスケジュールは下記のとおりです。

| スケジュール | 期 間 |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 募 集 期 間 | 令和2年8月3日～9月30日まで（郵送の場合は当日消印有効） |
| 審査結果通知 | 令和3年3月下旬～4月上旬（予定）に郵送にて通知します。 |
| 助成事業実施期間 | 助成金決定の通知書到着後～令和3年12月 ※子ども食堂運営及びコロナ対応活動については、令和4年3月までとします。 |

6 提出書類

共通の提出書類

| | 書 類 |
|---|----------------------------------------|
| 1 | 令和2年度赤い羽根共同募金助成申請書（様式1） |
| 2 | 定款もしくは会則 |
| 3 | 役員名簿 |
| 4 | 前年度（令和元年度）事業報告及び決算書 |
| 5 | 申請団体及び申請施設のパンフレット等（団体や申請施設の活動内容がわかるもの） |

※決算書について、社会福祉法人は公表しているので提出は不要とします。

助成対象別提出書類

| 助成対象事業 | 書 類 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 備品等購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積結果一覧表及び最安値の見積書の写し ・購入予定品を掲載したカタログ等(該当部分) |
| 車両購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積結果一覧表及び最安値の見積書の写し ・購入車両のカタログ等(該当部分) ・法人全体の現有車両一覧表 |
| 施設整備費 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積結果一覧表及び最安値の見積書の写し ・工事仕様及び設計図 ・現況写真 |
| 活 動 費 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（具体的に事業の内容がわかるもの） ・資金計画 |

※見積書は2つ以上の業者から徴し、その見積もり結果一覧表（見積業者名及び見積金額が記載されたもの）及び最安値を提示した業者の見積書の写しを添付して下さい。

見積書は、なるべく県内に本社または支店（営業所）のある業者から徴取して下さい。

7 その他

- ・助成申請は、一団体(一施設)につき一つの事業に限ります。
- ・一の社会福祉法人等が複数の施設の事業について助成申請をする場合は、申請施設数の上限を3施設とします。同一法人内複数施設の助成申請は、施設毎に書類を作成の上、優先順位を明記した書類を添えて一括で提出して下さい。
- ・助成決定以前に購入したものの支払い等、事前着手した事業は助成対象となりません。
- ・助成金は適正な事業完了報告を受けた後、指定の口座に振り込みます。
- ・社会福祉充実残額の有する法人は、助成対象外とします。
- ・介護保険制度にかかる施設、サービス及び事業であるものは助成対象外です。
- ・ご提出いただいた書類並びに情報は助成金の審査等のために使用し、その他の目的には使用しません。また、提出書類は返却いたしませんのでご了承願います。
- ・助成事業で購入した備品等には処分制限がかかります。
処分制限期間（備品類は5年間、車両は10年間）中に処分が必要となった場合には、和歌山県共同募金会の承認を受けて下さい。

8 留意事項

| 助成対象事業 | 留 意 事 項 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 備品等購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の処遇向上に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。 ・中古備品や事務的な備品(パソコン・複合機・プリンター等)は対象外です。 ・原則2社以上から見積書を徴取して下さい。 ・見積書には、正式法人名、日付及び見積有効期限を記入して下さい。 ・総事業費(見積額)には、消費税や共同募金助成事業を明示する名入れ費用(必要な場合)を含めて下さい。 ・カタログに価格記載がない場合は、併せて価格表等を添付して下さい。 |

| 助成対象事業 | 留意事項 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 車両購入費 | <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の処遇向上に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。 中古車は対象外です。 原則2社以上から見積書を徴取して下さい。 同一車種の同一条件で見積り合わせを行って下さい。違う車種同士の見積り合わせは対象外となります。※車両見積書(例)P8参照 見積書には、正式法人名、日付、見積有効期限及び車両本体価格を記入して下さい。 商談メモのような書類は、見積書とは認められません。 総事業費(見積額)には、消費税、共同募金助成事業を明示するペイント・ステッカー等の費用を含めて下さい。 メンテプロパック等のメンテナンス費用、道路サービス関連費用(JAF等)、自動車任意保険は対象外です。 カタログに価格の記載がない場合は、価格表等金額がわかるものを添付して下さい。 現有車両一覧表には、登録番号・車種名・所属施設名・購入年月日・走行距離・主な利用状況等を記入し、買い替え車両を明示して下さい。 |
| 施設整備費 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安心・安全等に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。 原則2社以上から見積書を徴取して下さい。 見積書には、正式法人名、日付及び見積有効期限を記入して下さい。 総事業費(見積額)には、消費税を含んだ金額を記載して下さい。 施工場所、施工面積、施工内容等が確認できる図面や写真を添付して下さい。 |
| 活動費 | <ul style="list-style-type: none"> 事務費、実質的な団体運営費及び人件費は助成対象外(みなせるものを含む)です。 恒常的に行っている事業(みなせるものを含む)は原則助成対象外となります。 子ども食堂運営については、3か年間連続して助成が受けられます。 子ども食堂運営に係る旅費、謝金等の経費(みなせるものを含む)は対象外です。 懇親会(慰労会)に係る飲食代・交際費・旅費等の経費(みなせるものを含む)は対象外です。 助成申請事業に係る事業計画及び資金計画を作成して下さい。 資金計画(総事業費)は法人全体の資金計画ではなく、助成申請事業についての資金計画を記載して下さい。※資金計画(例)P9参照 助成事業に係る資金計画の作成例の備考欄を参考に、補足説明資料を添付して下さい。 |

9 赤い羽根の明示

赤い羽根共同募金助成金事業であることを明示して下さい。

- 備品等の購入品には本会より配布するステッカー(大サイズ 縦 72mm×横 64mm 又は小サイズ 縦 35mm×横 31mm)を貼付し明示します。
- ステッカーで明示の難しいテント等は、

“ 赤い羽根共同募金助成事業  社会福祉法人〇〇会 ” 等のように名入れをして明示して下さい。

この場合の名入れ費用は、見積金額に含めて下さい。

※色等「赤い羽根共同募金助成事業」の文字及び赤い羽根は赤色 “ RGB(R225 G0 B18) ” で名入れをして下さい。他の文字の色は限定しません。

- 車両には、ペイントやステッカー等で両側面及び後部の3か所に明示して下さい。またその費用は見積金額に含めて下さい。(P7～P8参照)

10 和歌山県共同募基金会助成規程抜粋

(助成の対象)

第3条 助成を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する事業を経営する民間施設又は団体（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）とする。

- (1) 社会福祉及び更生保護を目的とする事業
- (2) 広域を活動単位として社会福祉及び更生保護を目的とする事業又はその連絡調整を行う事業
- (3) 地域住民の社会福祉の推進を図る事業
- (4) 民間非営利組織（NPO）又はボランティア団体の活動で社会福祉及び更生保護を目的とする事業
- (5) 社会福祉法第118条に規定する準備金に該当する事業
- (6) 緊急配分金に該当する事業
- (7) その他、配分委員会で特に必要と認められた事業

(助成の欠格要件)

第5条 次の各号いずれかに該当する事由があると認めるときは助成の対象としない。

- (1) 社会福祉を目的としていても、不特定多数の者を対象とせず、構成員の互助共済のみを行なっているもの。
- (2) 政治、宗教、労働組合等の運動のために、その手段として行われ、対象がその関係者に限定されるもの。
- (3) 助成金以外の財源によって経営が可能なもの。
- (4) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄附者から信頼されていないもの。
- (5) 名称の如何にかかわらず営利目的のために行なっているもの。
- (6) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するとみなされるもの。
- (7) 行政所官庁からの受託事業であるもの。
- (8) 介護保険の対象となる事業であるもの。
- (9) 法人・施設の運営費又は事務的な運営に係る事業であるもの。
- (10) 社会福祉法人の施設及び特定非営利活動法人以外については、1年以上の活動実績を必要とする。但し、配分委員会において特に必要と認め、理事会及び評議員会が承認したものは除く。
- (11) その他配分委員会において不相当と認められたもの。

【赤い羽根共同募金助成事業の明示について 車両の表示(例)】

(助成対象：社会福祉法人及び特定非営利活動法人の施設)

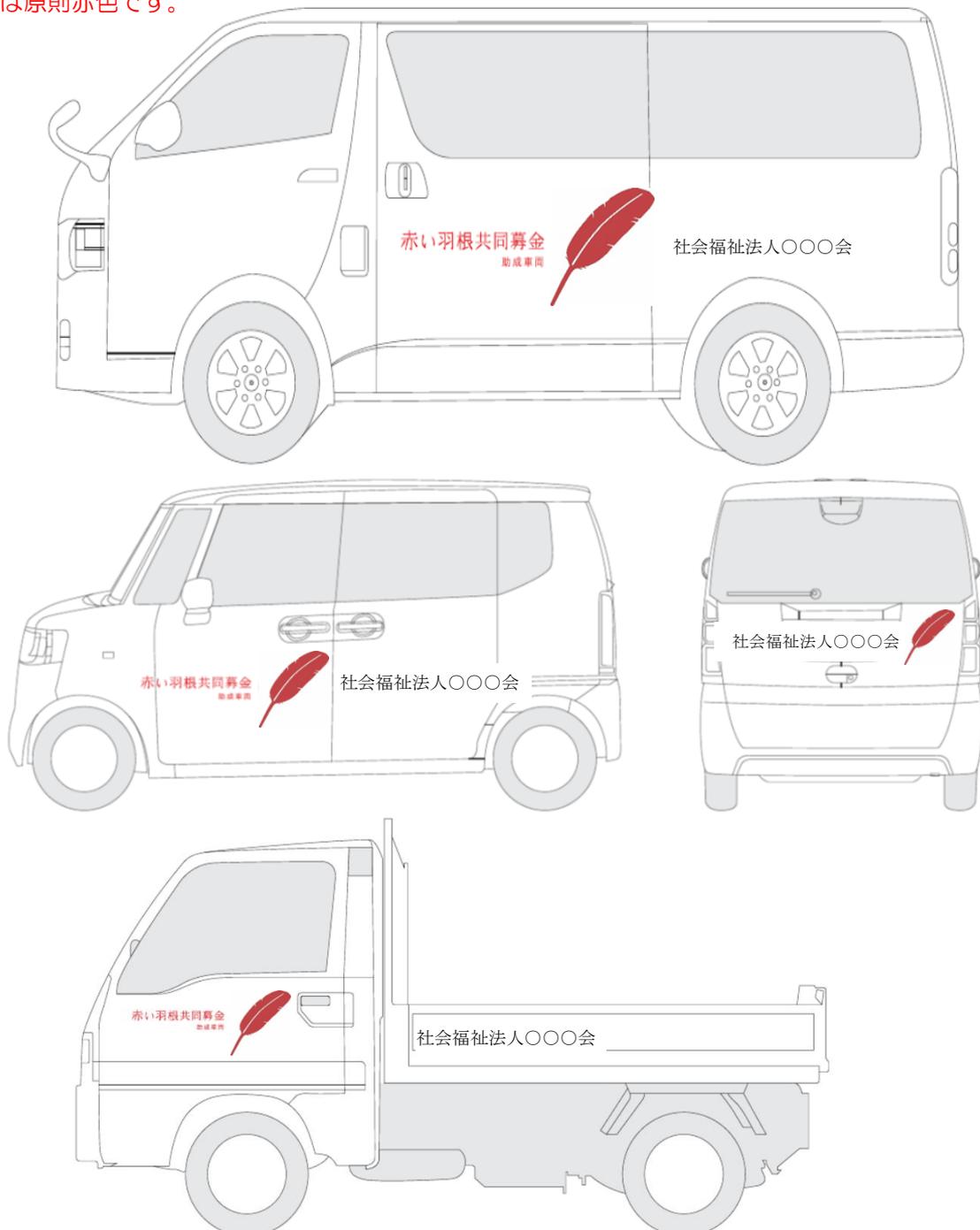


購入車両には、両側面と後部の3か所にペイントやステッカー等で助成車両の明示が必要です。見積書にその費用を含めてください。

字体の大きさは、1文字 10cm 程度で見やすいものとし、原則として、赤い羽根マーク及び「赤い羽根共同募金」「助成車両」の文字は赤色、法人名は黒色でプリントして下さい。赤色の色指定は下記のとおりです。

RGB (R225 G0 B18)

赤い羽根マーク及び「赤い羽根共同募金」「助成車両」の文字は原則赤色です。



参 考

【車両見積書(例)】

(助成対象：社会福祉法人の施設及び特定非営利活動法人の施設)

消費税が発生する場合は、必ず計上して下さい。

御 見 積 書



社会福祉法人〇〇〇会 様

福祉車両については、課税対象諸費用分以外の消費税の課税はありませんので、ご確認下さい。

| ハイエースワゴン DX | | ボディタイプ | 排気量 | 駆動 | ミッション | ボディカラー | 型 式 |
|----------------------|--|---------------|---------------|------------------------------------------------|-------|--------|---------------|
| | | ロング ワイト ミドルーフ | 2700CC/2TR-FE | 2WD FR | 6AT | ホワイト | TRH214W-JDTRK |
| 車両本体価格 | | 2,886,000 | | ※1 (内装) FM/ダークグレー | | | |
| 計 | | 2,886,000 | | ※2 (タイヤ) 195/80R15 187/185N 17(15)6CT 15 | | | |
| ※1 メーカーオプション価格 10.0% | | 202,400 | | ※3 (ホイールカバー) オートイ | | | |
| ※2 付属品価格 10.0% | | 284,273 | | ※4 (メーカーオプション計) パワースライドドア カタカライザー クロゲーツ 88,000 | | | |
| 車両現金販売価格(消費税込)① | | 3,372,673 | | ※5 (キ(スライドドア) LEDヘッドランプ 66,000 | | | |
| 下取車価格(-) | | 0 | | ※6 (デント/カク/クシリモコン*アミラー(カメラ) 22,000 | | | |
| 下取車残債 | | 0 | | ※7 (パ/ラミックヒューモーター(PVM) 37,400 | | | |
| 差引お支払額 ② | | 3,372,673 | | ※8 (FM/ダークグレー メーカーオプション計 202,400 | | | |
| ※3 税金・保険料 | | 172,970 | | ※9 (付属品(おすすめ)明細) サンカクヒョウジパン 2,750 | | | |
| 課税販売諸費用等 10.0% | | 42,860 | | ※10 (サイドパネール RVワイト タイプ1 15,400 | | | |
| 預り法定費用等 | | 21,530 | | ※11 (ナンバーフレーム デラックスフロント 2,200 | | | |
| その他 | | 0 | | ※12 (ナンバーフレーム デラックスリア 2,200 | | | |
| 計 ③ | | 237,360 | | ※13 (付属品(おすすめ)計 22,550 | | | |
| 消費税・地方消費税合計 | | 310,503 | | ※14 (付属品(その他)明細) ETCセットアップヒ 1,823 | | | |
| | | | | ※15 (フロアマット デラックスタイプ 35,200 | | | |
| 現金販売時 | | | | ※16 (18)ETCセット付(ヒ/トイン)ホイス・ナビレン 26,400 | | | |
| お支払総額 (②+③) | | 3,610,033 | | ※17 (18)ETCセット付(ヒ/トイン)ホイス・ナビレン 26,400 | | | |
| | | | | ※18 (18)ETCセット付(ヒ/トイン)ホイス・ナビレン 26,400 | | | |
| | | | | ※19 (ステッカー カウ) 30,000 | | | |
| | | | | ※20 (付属品(その他)計 261,723 | | | |
| ※3 明細 | | | | ※21 (リサイクル法関連費用明細) 自動車種別割 10月登録 20,800 | | | |
| | | | | 自動車税課税機能割 72,800 | | | |
| | | | | 自動車重量税 49,200 | | | |
| | | | | 自賠責保険料 37ヶ月 30,170 | | | |
| | | | | 税金・保険料 小計 172,970 | | | |
| | | | | OSS申請代行費用 26,510 | | | |
| | | | | 納車費用 (ご自宅) 6,820 | | | |
| | | | | 下取車手続代行費用 0 | | | |
| | | | | 下取車査定料 0 | | | |
| | | | | 資金管理料金 ⑥ 290 | | | |
| | | | | 希望ナンバー代行費用 9,240 | | | |
| | | | | 課税販売諸費用等 小計(消費税込)④10.0% 42,860 | | | |
| | | | | 預り法定費用 [新規検査登録手数料 5,750 | | | |
| | | | | 車庫証明手数料 2,600 | | | |
| | | | | 預りリサイクル預託金 ⑤ 13,180 | | | |
| | | | | 非課税小計 0 | | | |
| | | | | 預り法定費用等 小計 21,530 | | | |
| | | | | 自動車保険料 0 | | | |
| | | | | メンテナンスパック 0 | | | |
| | | | | その他 0 | | | |
| | | | | その他 小計 0 | | | |

車両本体価格(希望小売価格)がわかるカタログ等を添付して下さい。

助成事業明示のためのペイント・ステッカー代等を計上して下さい。

福祉車両の自動車税・取得税・重量税については、車種、用途等により異なりますが、免除又は減税される場合が多くありますので、必ず確認して下さい。また、見積各社で異なることがないように注意して下さい。

自動車任意保険は認められません。

メンテパスポート、メンテプロパック等のメンテナンス費用は認められません。JAF(道路サービス関連費用)は認められません。

参 考

(助成事業に係る資金計画の作成例)

令和2年度助成申請「○○○課題解決に向けたネットワーク構築事業」(令和3年度実施事業)

| | 科目 | (円) | 詳細 | 備考 |
|------|-----------|---------|-----------------|---------------|
| 収入の部 | 共同募金会の助成金 | 200,000 | | 助成金が決定した場合 |
| | 自己資金 | 100,000 | | |
| | 会費収入 | 30,000 | 会費 1,000 円×30 人 | 現在の会員数から計上 |
| | 寄付金収入 | 10,000 | ××株式会社 | 寄付額を計上 |
| | その他 | | | |
| | 合計 | 340,000 | | |
| 支出の部 | 会場借上料 | 100,000 | ～町福祉ホール借上料(4 回) | 会議室料は HP から印刷 |
| | 講師謝金 | 50,000 | ○大学@@学部教授(案) | 参考資料として□□□(写) |
| | 印刷製本費 | 130,000 | △△ ○○○部(4 種類) | 見積書(写) |
| | 送料 | 10,000 | △△送付料 | ○○運搬送料の説明資料 |
| | 消耗品費 | 50,000 | | 購入予定明細 |
| | 合計 | 340,000 | | |

※申請書に記載した総事業費と資金計画の合計額とが合致していることを確認して下さい。
支出の部の費用積算の根拠となる資料を添付して下さい。

(助成決定後の手続きについて)

| スケジュール | 事業の流れ | 提出先・問い合わせ先 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>助成金の申請 令和2年 8月3日～9月30日</p> | <p>和歌山県共同募金会(本会)に助成申請関係書類(P3の6提出書類)を提出して下さい。 (郵送の場合は、当日消印有効)</p> | <p>社会福祉法人 和歌山県共同募金会</p> |
| <p>助成金審査結果の通知 令和3年 3月下旬～4月上旬</p> | <p>審査結果は令和3年3月下旬～4月上旬に郵送にて通知します。</p> | <p>〒640-8319 和歌山市手平2丁目 1-2 ビッグ愛7階</p> |
| <p>助成事業の実施 令和3年 4月～12月 (子ども食堂運営及びコロナ対応活動については、令和3年4月～令和4年3月までとします。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 助成が決定した場合は、令和3年4月～12月の間に助成事業を実施して下さい。 助成決定通知後に当該事業に着手して下さい。 【注意】再度見積書を徴して、最安値を提示した業者と契約して下さい。(活動費は除く) 事業費・事業内容等に変更が生じる場合には、事前に本会に連絡をして下さい。 軽微な変更以外は、変更申請書の提出が必要です。本会の変更承認後に当該事業に着手して下さい。 助成金は、精算払いです。 | <p>TEL 073-435-5231</p> <p>Email info@akaihane-wakayama.or.jp</p> |

| | | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業が完了したときは、助成事業完了報告書及び助成金交付請求書等を本会に提出して下さい。 ※完了報告等の手続きについては助成決定後にお知らせします。 ・子ども食堂及びコロナ対応活動については、別途通知します。 | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

助成事業に係る事務手続きの手引き等は、助成が決定したときにお知らせいたします。



社会福祉法人和歌山県共同募金会